

那覇文化芸術劇場 なは一と ご利用チェックシート

練習室2

施設の利用にあたり、下記事項に同意いただく必要がございます。内容を確認後、チェック☑をつけてください。

☑「那覇文化芸術劇場なは一と施設利用ガイドライン」(※なは一とHP掲載)を、利用申請(予約)の前に必ず確認してください。

☑太鼓等の使用の確認

太鼓(和太鼓、エイサー太鼓、パーランクー)などの振動の伝わりやすいものを使用する場合は、施設のご利用に際し条件がございますので、「太鼓など振動が伝わりやすいものを使用する際の施設利用について」の注意事項を必ずご確認ください。※なは一とホームページよりダウンロード

太鼓等の使用 あり なし

太鼓使用「有」の場合は、
注意事項を必ずご確認ください。

☑施設使用料

施設利用許可をもって、使用料の支払い義務が発生します。納付期限は利用許可日から20日後(利用日までに20日ない場合は利用日の前日)です。使用料の納付前に取消・変更の手続きを行った場合も、一度利用許可を受けた日時・施設の施設使用料は全額納付いただきますので、日時や利用施設を十分に考慮した上で予約を行ってください。還付が生じる場合も、一旦全額を納付していただき、その後還付の手続きを行います。

☑空調・附属設備

空調は無料でご利用いただけます。入室後、室内の壁面スイッチにて運転・停止を行ってください。
長机2台、パイプ椅子6脚は無料で貸し出ししています。
折り畳み式譜面台は無料で貸し出します。なは一と総合案内にてお声かけください。(※数に限りがあります。)
そのほか、必要な機材はご持参ください。

☑荷物等の搬入

搬入口はご利用いただけません。車寄せをご利用ください。
台車の貸出は可能ですが、他で利用している場合は貸し出せない場合もありますのでご了承ください。
荷物の運搬にエレベーターを利用する必要がある際は、劇場スタッフにご相談ください。

☑定員等の厳守

定員は10人です。定員を超えての利用はできません。
練習室内は土足厳禁です。(前室に靴箱、スリッパがあります。)
お持ちの室内履きを利用される場合、内履きのまま練習室外へは出ないでください。

☑入退館手続き・借用時間の厳守

入室・退室するときは、必ずなは一と総合案内にお声かけください。
借用時間開始前に入室することはできません。借用時間終了時には退室してください。
なお、なは一との開館時間は9時~22時ですので、9時以降に入館いただき、22時には退館いただきます。
※18歳未満の者のみで利用する場合は、20時以降はご利用できません。
※中学生以下の者のみのご利用はできません。保護者や関係者など18歳以上の者の同伴がある場合にのみご利用可能です。(利用申請も18歳以上の方が行ってください。)

利用者は18歳未満のみの者ではありません。

☑はい いいえ

①18歳未満の者のみの場合 → 20時以降の利用 なし あり(18歳以上の同伴者氏名:)

②中学生以下の者のみの場合 → ご利用できません。

☑用途の厳守

実演芸術(音楽・舞踊・演劇)の練習の場として、ご利用いただけます。
営利目的での利用や練習以外での利用は、原則認めておりません。
認めていない例: 有料のお稽古、販売・宣伝活動、収益が生じる動画撮影、飲食を目的とするもの、展示会やコンサート等の催事、会議室、勉強部屋、荷物保管場所など

☑楽器等の音出し

共用エリアにおいては、音出しはできません。音出しは借用施設内で行ってください。
太鼓などの振動が伝わりやすいものを使用される場合は、他施設に影響を及ぼす可能性があるため、必ず事前にご相談ください。他施設に影響が出ると判断した場合は、利用をお断りする場合があります、施設借用中でも利用を停止する場合があります。

☑駐車場

借用時間開始15分前から借用時間終了15分後までの間、駐車場を1台ご利用いただけます。
ご利用日前日の17時までに駐車場利用届をご提出ください。

裏面もあります。

原状回復、損害賠償

利用終了時には、利用施設および備品は全て元の状態に戻し、整理整頓してください。

施設利用にあたり発生したごみは、全てお持ち帰りください。

会場責任者は、原状回復がすべて終了し、劇場スタッフの確認が終了するまで必ず立ち会ってください。

備品などを損傷、汚損、紛失した場合は弁償していただきます。

※ほうき、ちりとりは前室にあります。

※ラメのある衣装やメイクを利用する場合は、落ちたラメの除去を確実に行ってください。(必要な掃除用具はお持ちください。)

利用許可の制限

下記に該当する場合は利用をお断りいたします。該当しないことを確認の上申請してください。

- ・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- ・施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ・集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ・管理又は運営に支障があるとき。
- ・その他市長が不適当と認めるとき。

利用許可の取消等

下記に該当する場合は利用許可の取消、変更、利用の制限、または利用の停止をすることがあります。この場合、本市はその結果生じた損害賠償はいたしません。

- ・那覇文化芸術劇場なは一と条例および同施行規則に違反したとき。
- ・利用許可に付した条件に違反したとき。
- ・偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- ・管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ・災害その他やむを得ない事由により施設等の利用ができなくなったとき。

禁止事項

敷地内での下記の事項は禁止しております。借用施設を利用する全ての方が遵守するよう、会場責任者で管理をお願いいたします。

- ・利用権の譲渡や転貸を行うこと。
- ・利用許可を受けていない施設又は附属設備を利用すること。
- ・許可を受けないで壁面、柱、扉等に貼り紙、くぎ打ち等を行うこと。
- ・許可を受けないで飲酒(酒類の販売を含む)・喫煙を行うこと。
- ・所定の場所以外の場所に入出入りすること。
- ・所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。
- ・不潔な状態にすること。
- ・他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすこと。
- ・他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を持ち込むこと。
- ・退室後もにおいが残るようなものを持ち込むこと。
- ・その他市長又は会場責任者の指示に反する行為をすること。

台風接近時のなは一との開館・閉館について

・暴風警報が発令され、バスの運行が停止又は停止されることが明らかなときは、臨時閉館します。(閉館時間は随時決定)

・暴風警報が解除になった場合、又は同警報発令中でも路線バスの運行が再開した場合は、原則開館いたします(開館時間は随時決定)が、利用者及び来場者の安全を確保できない等、管理運営に支障をきたすと判断した場合は、臨時閉館いたします。

利用許可日(期間)に台風が接近する予報が出た場合は、なは一とへお問い合わせください。

敷地内での事件・事故に関して、施設の瑕疵が原因と特定されたもの以外は責任を負いかねます。

なは一と周辺にご配慮いただき、特に夜間帯において、申請書にご記入いただいた方へ

当日連絡が、日付は申請書類を提出した日になります。申請書にご記入した団体名、代表者名をご記入ください。

なは一との受付時間(電話・FAX)は9時~19時となっております。また、夜間帯以外でお急ぎのご連絡がある場合は、なは一との代表メール(naha@city.naha.lg.jp)にご連絡ください。

上記事項に同意の上、施設利用許可申請書に記載のとおり練習場の利用申請を行います。

年 月 日

申請者名(団体名および代表者名)